

令和元年7月

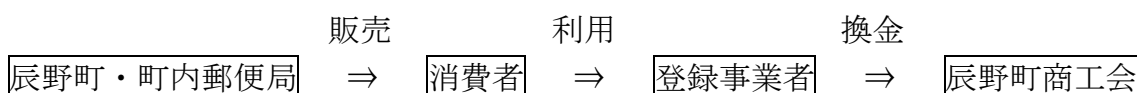
令和元年度辰野町プレミアム付商品券発行事業実施要項

辰野町商工会

1. 事業の目的

令和元年10月1日から実施される消費税率引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えをするため、低所得者及び子育て世帯向けにプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）の発行事業を行う。

2. 事業スキーム図



3. 実施要領

(1) 商品券の概要

名称	辰野町プレミアム付商品券
プレミアム率	25%
額面金額	1セット5,000円 (一般商店専用、一般商店・大型店共通用等の 区別がない500円券1種類 ×10枚)
販売価格	1セット4,000円
購入対象者	次のいずれかに限る。 購入対象者以外は購入できない。 ①平成31年度住民税非課税者 ②三歳以下の子が属する世帯主
購入対象者数	3,800人(上記①+②)
購入可能数	1人5セットまで
発行総額	9,500万円(うち、プレミアム分1,900万円)
発行数	19,000セット
利用期間	令和元年10月1日～ 令和2年2月29日まで
利用の対象	登録店の全ての商品・サービスを対象とする。 ※登録店において利用対象外とする商品・サービスを独自に

	設定する場合には、必ず消費者に対しその旨明示すること。
つり銭	つり銭は支払わないものとする。

(2) 商品券の対象にならないもの

- ア 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード、金・銀等の換金性の高いものの購入
- イ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ウ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入、事業用のリフォーム等
- エ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- オ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に係る支払い
- キ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ク 商品券の交換または売買
- ケ 国や地方自治体への支払い及び公共料金の支払い
- コ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(3) 商品券の販売

販売場所	辰野町役場 町内郵便局（羽場・宮木・辰野・川島・小野）予定 ※辰野町商工会窓口では一切販売しない。
販売方法	販売場所での対面販売 ※購入対象者に対して事前に送付された購入引換券が必要。
販売期間	令和元年9月2日～令和2年1月31日まで

(4) 商品券取扱店への登録

登録資格	①辰野町内に所在する店舗・事業所であること。 辰野町商工会員であるか否かは問わない。 ②反社会的勢力に該当しないこと。
登録料	無料
登録方法	「令和元年度辰野町プレミアム付商品券発行事業 商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込む。

	<p>①商工会窓口に持参</p> <p>②商工会に郵送（〒399-0427辰野町中央34-1）</p> <p>③商工会にFAX（0266-41-4925）</p> <p>同一企業で複数店舗の登録をする場合は、店舗毎に申込書を提出すること。</p>
登録申込期限	令和元年 8月9日まで
登録店の義務	<p>①登録店であることが消費者に分かりやすいよう、目立つところにポスターを掲示すること。</p> <p>②複製・偽造の疑いがある商品券を発見した場合、受取を拒否し、利用させないこと。</p> <p>③再流通防止のため、消費者が利用した商品券の裏側に店名を記入又は押印すること。</p> <p>④登録店は商品券の交換・贈与・売買を行ってはならない。</p> <p>⑤登録店は仕入等自らの営業活動のために商品券を使用してはならない。</p>

（5）商品券の換金

換金依頼場所	<u>辰野町商工会窓口のみ。</u> <u>金融機関での換金依頼はできない。</u>
換金方法	「令和元年度辰野町プレミアム付商品券発行事業換金依頼書」に必要事項を記入し、換金を希望する利用済商品券を添えて商工会に申し込む。
換金スケジュール	<p><大型店（売場面積500㎡以上の店舗、事業所）></p> <p>概ね2週間に1度の手続きとなる。</p> <p>原則として<u>隔週木曜日</u>を換金依頼の締日とし、締日から土日祝を除く3営業日目に、指定された口座へ振り込む。</p> <p><大型店以外></p> <p>概ね1週間に1度の手続きとなる。</p> <p>原則として<u>毎週木曜日</u>を換金依頼の締日とし、締日から土日祝を除く3営業日目に、指定された口座へ振り込む。</p>
換金手数料	無料

（6）その他

登録店ポスターや商品券の見本、換金依頼書など取扱にあたっての必要書類は9月末までに各登録店に郵送する。